

5. 通所介護（10）夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

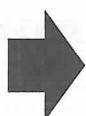
概要

- ・通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求ることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

基準の新旧

（新規）

（なし）



- ・指定通所介護事業者が指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事等に届け出るものとする。
- ・指定通所介護事業者は、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、
 - ①市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - ②事故の状況に際して採った処置について記録しなければならない。

81

5. 通所介護（10）＜参考-1＞夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する事業所への対応

概要

- ・通所介護事業所等の設備を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（介護保険制度外の宿泊サービス）を提供している事業所について、利用者保護の観点から、届出制の導入、事故報告の仕組みを構築するとともに、情報の公表を推進。
- ・最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービスのガイドラインとして、従業者の配置基準や一人当たり床面積等について示すことも推進。

具体的な内容

- ・通所介護の基準（省令）を見直し、以下の事項を規定
 - ①介護保険外で宿泊サービスを提供する場合、事業所の基本情報等について指定権者への届出を義務付け
 - ②都道府県は届出の内容を公表（情報公表制度）
 - ③宿泊サービスの提供により事故があった場合、事業所は市町村、利用者の家族に連絡
- ・ガイドラインの内容としては以下の事項を規定
 - ①人員関係（従業者、責任者）
 - ②設備関係（利用定員、一人当たり床面積等）
 - ③運営関係（利用者への説明・同意、緊急時等の対応、事故発生時の対応等）

関連する制度見直し等

- ・小規模の通所介護については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置付ける。これにより地域住民等が参加する運営推進会議等が定期的に開催され、宿泊サービスの部分も含めサービス全体が外部からチェックされることとなる。
- ・介護サービス情報の公表制度で公表されている通所介護等の基本情報に「宿泊サービス」の情報を追加。
- ・「通い」「訪問」「宿泊」の機能を有する小規模多機能型居宅介護について、更なる普及促進や基準該当ショートステイが実施できる事業所として小規模多機能型居宅介護の併設を認めるなどの規制緩和を行い、24時間地域で高齢者を支える体制を整備。

82

5. 通所介護（10）<参考-2>通所介護等の設備を利用して宿泊サービスを実施する場合のガイドラインの概要

最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービス提供にあたっての設備要件等のガイドラインは、独自基準を設けている自治体の枠組み、指定小規模多機能型居宅介護や基準該当短期入所生活介護に関する基準を参考に以下のとおり整理している。

主な事項		主な記載内容
総則	目的	ガイドラインの目的(利用者の尊厳の保持・安全確保)
	定義	宿泊サービスの定義(営業時間外に通所介護の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス提供を行うこと)
	宿泊サービスの提供	利用者の心身の状況に応じ、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供
	宿泊サービス事業者の責務	居宅介護支援事業者との連携や他法令の遵守
人員関係	従業者の員数及び資格	従業者の配置数(夜勤1以上)や資格
	責任者	宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること
設備関係	利用定員	宿泊サービスの利用定員
	設備及び備品等	宿泊室の定員、一人当たり床面積(7.43m ² 以上)、プライバシーの確保、消防法等に規定された設備の整備等
運営関係	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要等の説明、利用申込者の同意
	宿泊サービスの提供の記録	サービスの提供記録とその記録の利用者への交付
	宿泊サービスの取扱方針	自立支援の観点からのサービス提供、身体的拘束等の禁止等
	宿泊サービス計画の作成	宿泊サービス計画の作成した上で、サービス提供を行うこと
	介護	自立支援の視点に立った介護の提供
	食事	栄養状態等に配慮した食事の提供
	健康への配慮	健康状況へ配慮したサービスの提供
	相談及び援助	利用者・家族の相談に応じ適切な助言、援助
	緊急時等の対応	利用者の急変時における主治の医師等への連絡
	運営規程	事業の目的・運営方針、従業者の職種、提供時間、利用定員、利用料、非常災害対策等
	勤務体制の確保等	勤務体制の確保と研修機会の確保等
	定員の遵守	利用定員の遵守
	非常災害対策	定期的な夜間の避難訓練等の実施
	衛生管理等	感染症防止の措置
	運営規程等の掲示	勤務体制、運営規程等の掲示
	秘密保持等	業務上知り得た情報の漏洩防止等
	広告	虚偽・誇大な広告の禁止、介護保険外であることの明記等
	苦情処理	苦情相談窓口の設置とその記録
	事故発生時の対応	事故発生の市町村への報告、記録、損害賠償等
	宿泊サービスを提供する場合の届出	宿泊サービスを提供する場合、開始前に指定権者への届出
	調査への協力等	指定権者が行う調査への協力、必要な改善を行うこと等
	記録の整備	サービス提供の内容、苦情処理の内容等の記録の整備

83

5. 通所介護（11）送迎時における居宅内介助等の評価

概要

- 送迎時に実施した居宅内介助等(電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)を通所介護の所要時間に含めることとする。

点数の新旧

基本報酬に係る所要時間の考え方の変更

算定要件

- 居宅サービス計画と通所介護計画に位置付けた上で実施するものとし、所要時間に含めることができる時間は1日30分以内とする。
- 居宅内介助等を行う者は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等とする。

84

5. 通所介護（12） 延長加算の見直し

概要

- ・通所介護の延長加算は、実態として通所介護事業所の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とするとともに、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。

点数の新旧

(なし)

(新規)
12時間以上13時間未満 200単位／日
13時間以上14時間未満 250単位／日

算定要件

- ・所要時間7時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に日常生活上の世話を行った場合
- ・指定通所介護の所要時間と指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となるとき

85

5. 通所介護（13） 送迎が実施されない場合の評価の見直し

概要

- ・送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算を行う。

点数の新旧

(なし)

(新規)
送迎を行わない場合 -47単位／片道

※療養通所介護も同様

算定要件

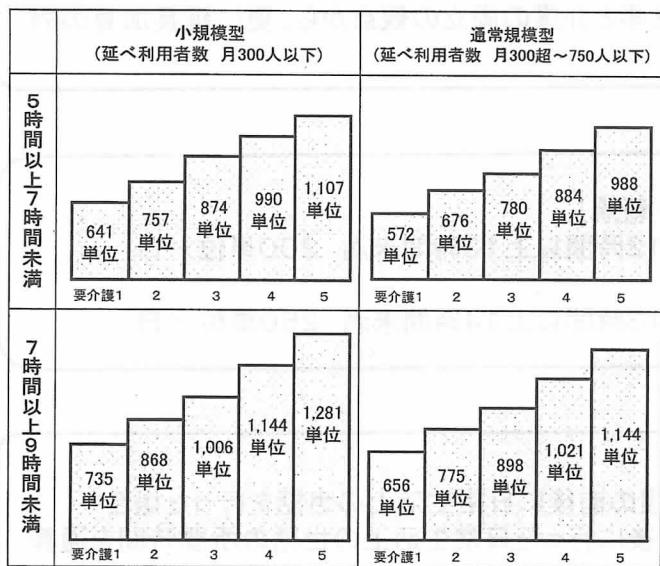
- ・通所介護計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、減算の有無を確認する。

86

5. 通所介護【報酬のイメージ】

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費(例)



利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

入浴介助を行った場合 (50単位)	中重度者の受入体制 (45単位)
個別機能訓練の実施 (46単位、56単位)	認知症高齢者の受入 (60単位)
栄養状態の改善のための計画的な栄養管理 (150単位)	口腔機能向上への計画的な取組 (150単位)
介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算) ・介護福祉士5割以上:18単位 ・介護福祉士4割以上:12単位 ・勤続年数3年以上3割以上:6単位	介護職員処遇改善加算 ・加算Ⅰ:4.0% ・加算Ⅱ:2.2% ・加算Ⅲ:加算Ⅱ×0.9 ・加算Ⅳ:加算Ⅱ×0.8
定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (-30%)	事情により、2~3時間の利用の場合 (3~5時間の単位から -30%)
同一建物減算 (-94単位)	送迎を行わない場合 (-47単位)

は今回の報酬改定で見直しのある項目

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

87

5. 通所介護【基準等】

必要となる人員・設備等

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 (※生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員	単位ごとに専従で1以上 (※通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はない、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上(常勤換算方式) ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超す場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上

生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤

※定員10名以下の事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可

設備基準

食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員 × 3.0m ² 以上
機能訓練室	
相談室	相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

88

6. 療養通所介護

改定事項と概要

(1) 重度要介護者の療養生活継続に資するサービスを提供している事業所の評価

- 在宅での重度要介護者の療養生活継続への対応を強化する観点から、複数名での送迎や入浴の体制を評価するための加算を創設する。

(2) 地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設

- 平成28年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については現行の基本報酬を踏襲する(運営基準事項)。

(3) 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

- 療養通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めるごとにし、事故防止の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する(運営基準事項)。

89

6. 療養通所 (1) 重度要介護者の療養生活継続に資するサービスを提供している事業所の評価

概要

- ・在宅での重度要介護者の療養生活継続への対応を強化する観点から、複数名での送迎や入浴の体制を評価するための加算を創設する。

点数の新旧

(なし)



(新規)

- ・個別送迎体制強化加算 210単位／日
- ・入浴介助体制強化加算 60単位／日

算定要件

・個別送迎体制強化加算

- ① 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。
- ② 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

・入浴介助体制強化加算

- ① 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。
- ② 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

90

6. 療養通所（2）地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設

概要

- 平成28年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については現行の基本報酬を踏襲する。

基準の新旧

(なし)



(新規)

- 指定地域密着型療養通所介護事業者は、指定地域密着型療養通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型療養通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型療養通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置しなければならない。
- おおむね十二月に一回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型療養通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

91

6. 療養通所（3）夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

概要

- 療養通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めるごとにし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

基準の新旧

(なし)



(新規)

- 指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。
- 指定療養通所介護事業者は、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、
 - ①市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - ②事故の状況に際して採った処置について記録しなければならない。

92

6. 療養通所介護【報酬のイメージ(1日あたり)】

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた
基本サービス費

1,007単位	1,511単位
3時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算



個別送迎体制 強化加算 (+210単位)	介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算) ・介護福祉士6割以上:18単位 ・介護福祉士5割以上:12単位 ・常勤職員等 : 6単位
入浴介助体制 強化加算 (+60単位)	介護職員待遇改善加算 ・加算 I : 4.0% ・加算 II : 2.2% ・加算 III : 加算 II × 0.9 ・加算 IV : 加算 II × 0.8
中山間地域等での サービス提供 (+5%)	
定員を超えた利用や 人員配置基準に違反 (-30%)	
	同一建物居住者等 (-94単位)
	送迎を行わない場合 (片道-47単位)

は今回の報酬改定で見直しのある項目

※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

93

6. 療養通所介護【基準等】

基本方針

- 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

必要となる人員・設備等

人員基準

看護職員又 は介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上確保するために必要と認められる数以上 うち1人以上は常勤の看護師であって、専ら指定療養通所介護の職務に従事する者
----------------	---

設備基準

専用の部屋	<ul style="list-style-type: none"> 利用者1人につき6.4平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること
-------	---

定員 9人以下

(※)下線部は今回の報酬改定で見直しのある項目

94

7. 通所リハビリテーション－1

改定事項と概要

(1) 基本報酬の見直しと個別リハビリテーション実施加算の包括化

- 長期間継続して実施される個別リハビリテーションの評価の一部は、基本報酬へ包括化し、基本報酬を見直す。

(2) リハビリテーションマネジメントの強化

- リハビリテーション計画書(様式)の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有のしくみを評価する。

(3) 短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算の見直し

- 退院(所)後間もない者に対する、身体機能の回復を目的とした短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算は統合し、短期集中個別リハビリテーション実施加算として見直す。

(4) 認知症短期集中リハビリテーションの充実

- 認知症高齢者は、個別のリハビリテーションよりも状況が理解されやすい集団活動や、何をするのかイメージできる活動の方が参加しやすいため、認知症の状態に合わせた効果的な方法や介入頻度・時間を選択できる新たな報酬体系を追加する。

(5) 活動と参加に焦点を当てた新たな評価体系(生活行為向上リハビリテーション)の導入

- ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな生活行為向上リハビリテーションとして、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導等において、訪問と通所を組み合わせることが可能となるような新たな報酬体系を導入する。 95

(6) 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

- 通所リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い通所リハビリテーションを提供する事業所を評価する。

7. 通所リハビリテーション－2

改定事項と概要

(7) 重度者対応機能の評価

- 重度要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを継続するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配している事業所について、加算として評価する。

(8) 重度療養管理加算の拡大

- 重度療養管理加算については、要件を見直し、加算の対象者を拡大する。

(9) 送迎時における居宅内介助等の評価

- 送迎時に実施した居宅内介助等(電気の点灯・消灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)については、通所リハビリテーションの所要時間に含めることとする。

(10) 延長加算の見直し

- 通所リハビリテーションの延長加算は、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。

(11) 送迎が実施されない場合の場合の見直し

- 送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は減算の対象とする。

(12) 通所リハビリテーションの基本方針及び通所リハビリテーション計画の作成の見直し

- 活動と参加に向けたリハビリテーションが提供できるよう基本方針を見直す。また、通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの両サービスを、同一事業所が提供する場合に運営の効率化を図る。

7. 通所リハビリテーション（1）基本報酬の見直しと個別リハビリテーション実施加算の包括化

概要

- 長期間継続して実施される個別リハビリテーションの評価の一部は、基本報酬へ包括化し、基本報酬を見直す。

点数の新旧

〈基本報酬の見直しと個別リハビリテーション実施加算の包括化〉

個別リハビリテーション実施加算
80単位/回

- 包括化した基本報酬の設定
- 短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

【例】通常規模型通所リハビリテーション費（所要時間6時間以上8時間未満の場合）

要介護1 677単位/日
要介護2 829単位/日
要介護3 979単位/日
要介護4 1132単位/日
要介護5 1283単位/日

726単位/日
875卖位/日
1022卖位/日
1173卖位/日
1321卖位/日

7. 通所リハビリテーション（2）リハビリテーションマネジメントの強化

概要

- 適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有のしくみを評価する。

点数の新旧

・リハビリテーションマネジメント加算
230卖位/月

・訪問指導等加算
550卖位/回
(1月1回を限度)

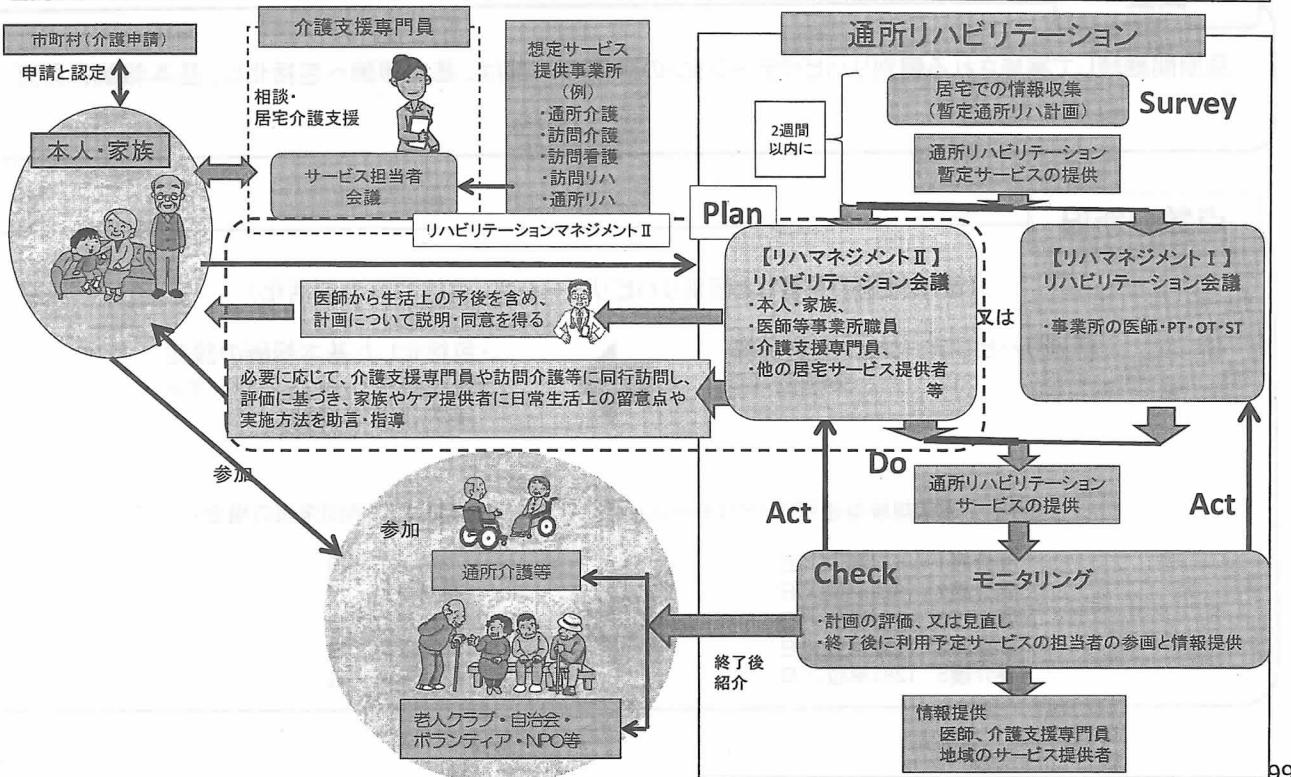
- リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）
230卖位/月
- リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）（新設）
開始月から6月以内 1020卖位/月
開始月から6月超 700卖位/月
- 訪問指導等加算はリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）へ統合する

算定要件

- リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）の算定要件は、現行のリハビリテーションマネジメント加算と同様。
- リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）の算定要件は、
 - リハビリテーション会議を開催し、目標やリハビリテーションの内容を、通所リハビリテーション事業所の職員の他、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有すること。
 - 通所リハビリテーション計画は、医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。
 - 開始月から6月以内の場合は1月に1回以上、6月を超えた場合は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画を見直していること。
 - 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供すること。
 - 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、家族若しくは指定訪問介護等の指定居宅サービスの従業者に対し、利用者の居宅で、介護の工夫及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
 - ①から⑤のプロセスについて記録すること。

4. 通所リハビリテーション（2）<参考>リハビリテーションマネジメントの強化

- リハビリテーション計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有のしくみを評価する。



99

7. 通所リハビリテーション（3）短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算の見直し

概要

- 退院(所)後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした、短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算は統合し、短期集中個別リハビリテーション実施加算として見直す。

点数の新旧

退院(所)日又は認定日から起算して

1月以内 120単位/日

退院(所)日又は認定日から起算して

1月超3月以内 60単位/日

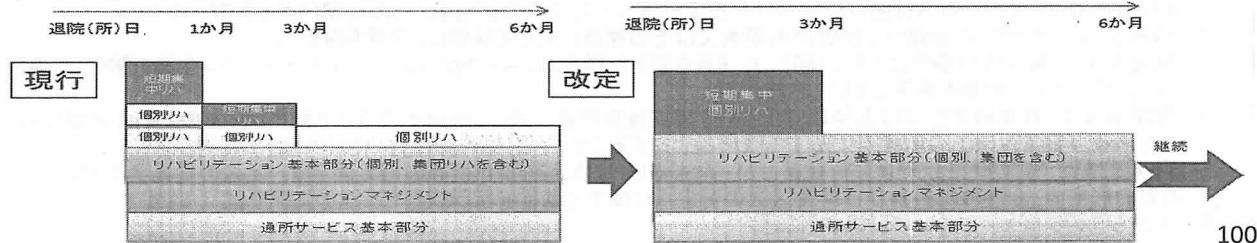
退院(所)日又は認定日から起算して

3月以内 110単位/日

算定要件

- 1週につきおおむね2日以上、1日あたり40分以上の個別にリハビリテーションを実施すること。

【イメージ】



100

7. 通所リハビリテーション（4）認知症短期集中リハビリテーションの充実

概要

- 認知症高齢者は、個別のリハビリテーションよりも状況が理解されやすい集団活動や何をするのかイメージできる活動の方が参加しやすいため、認知症の状態に合わせた効果的な方法や介入頻度・時間を選択できる新たな報酬体系を追加する。

点数の新旧

認知症短期集中リハビリテーション実施加算
240単位／日

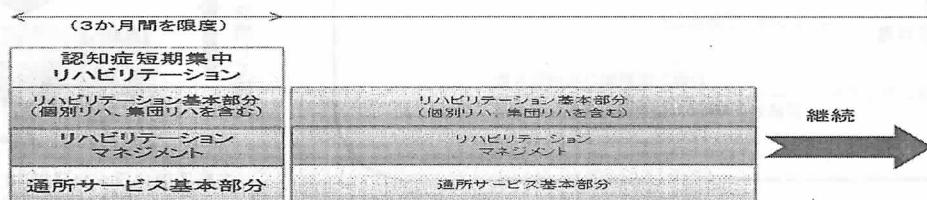


認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)
240単位／日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) (新設)
1920単位／月

算定要件

- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)の算定要件は、現行の加算と同様。
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)は次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - 月に4回以上リハビリテーションを実施すること。
 - リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成すること。

【イメージ】



101

7. 通所リハビリテーション（5）活動と参加に焦点を当てた新たな評価体系 (生活行為向上リハビリテーション)の導入

概要

- ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな生活行為向上リハビリテーションとして、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導等において、訪問と通所を組み合わせることが可能となるような新たな報酬体系を導入する。

点数の新旧

(新設)

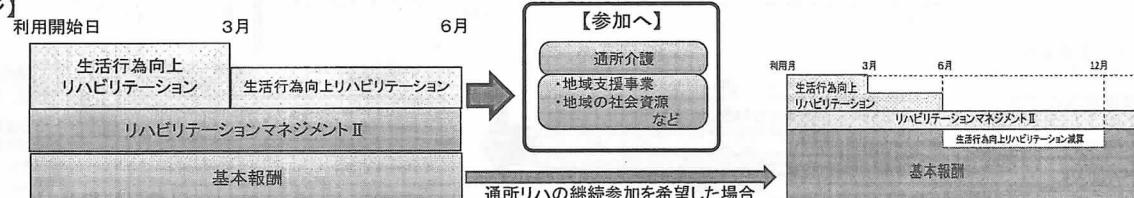
開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合 2000単位／月
開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 1000単位／月

ただし、当該加算を算定後に通所リハビリテーションを継続利用する場合は、翌月から6月間に限り1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する

算定要件

- 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置すること。
- 目標及びリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成すること。
- 当該リハビリテーションの終了前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況及び実施結果を報告すること。

【イメージ】



102

7. 通所リハビリテーション（6） 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

概要

- ・通所リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加に資する取組※に移行できるなど、質の高い通所リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。
- ※社会参加に資する取組とは、指定通所介護などへ移行すること。

点数の新旧

(なし)



(新設)
社会参加支援加算 12単位／日

算定要件

- ・次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 社会参加への移行状況

$$\frac{\text{社会参加に資する取組等を実施した実人数}^{注1}}{\text{評価対象期間中にサービスの提供を終了した実人数}^{注2}} > 5\% \text{ であること。}$$

② 通所リハビリテーションの利用の回転

$$\frac{12\text{月}}{\text{平均利用延月数}} \geq 25\% \text{ であること。}$$

※平均利用月数の考え方 = $\frac{\text{評価対象期間の利用延月数}}{\text{評価対象期間の(新規開始者数+新規終了者数)} \div 2}$

【イメージ】



※終了後14日～44日以内に訪問にて
3月以上参加が継続することを確認 103

7. 通所リハビリテーション（3）～（6）〈参考-1〉 リハビリテーション機能の特性を活かしたプログラムの充実

- ・退院（所）後間もない者に対する短期集中リハビリテーションに個別リハビリテーションの機能を統合し、評価を平準化。
- ・認知症高齢者に対するリハビリテーションでは、認知症の特徴に合わせたリハビリテーションとして機能を追加。
- ・ADLやIADL、社会参加などの生活行為の向上に対する新たなリハビリテーションの仕組みを導入。

対応の全体像案

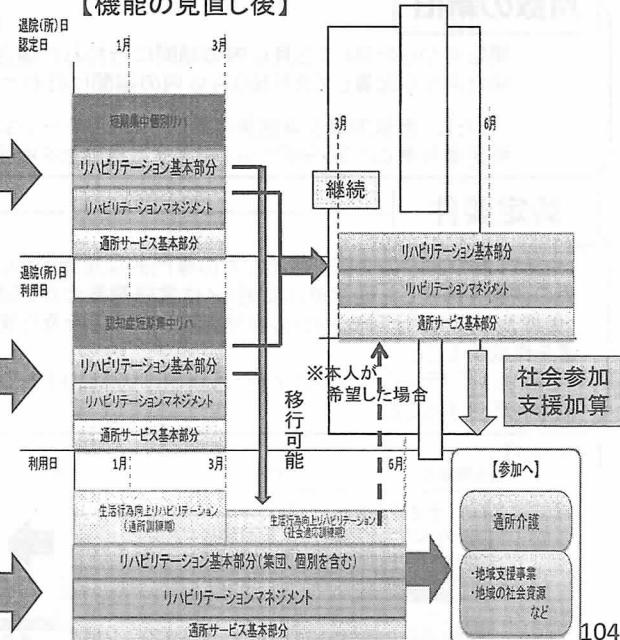
【現行】

① 身体機能を向上するための個別リハビリテーションは退院（所）後間もない者に対する短期集中的個別リハビリテーションとして機能を統合する。

② 認知症高齢者に対するリハビリテーションでは、認知症の特徴に合わせたリハビリテーションとして機能を見直す。

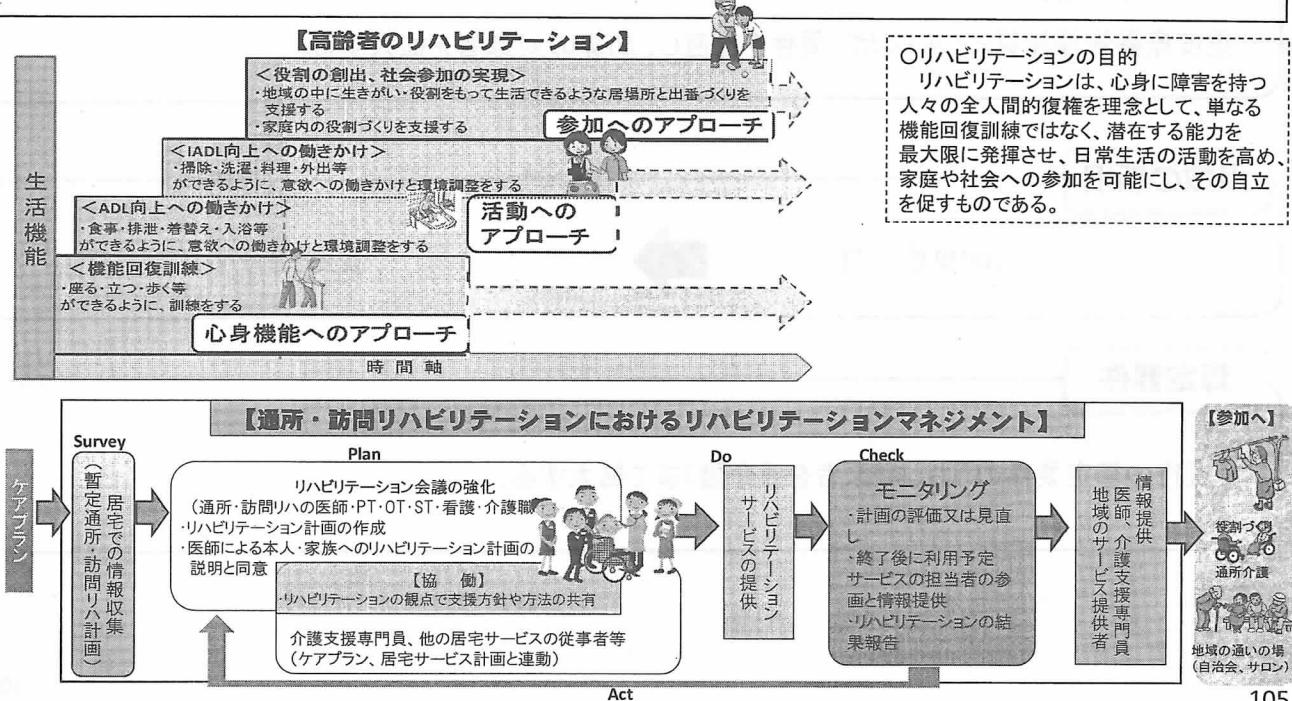
③ 歩行・排泄動作などのADLや調理などのIADL、社会参加などの生活行為の向上に対する新たなリハビリテーションの創設を行う。

【機能の見直し後】



7. 通所リハビリテーション 〈参考-2〉 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進（3）～（6）

- リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。



105

7. 通所リハビリテーション（7）重度者対応機能の評価

概要

- 重度要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを継続するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配している事業所について、加算として評価する。

点数の新旧

(なし)

(新設)

中重度者ケア体制加算

20単位／日

算定要件

- 指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。
- 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら当該指定リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1以上配置していること。

106

7. 通所リハビリテーション (8) 重度療養管理加算の拡大

概要

- 重度療養管理加算については、要件を見直し、加算の対象者を拡大する。

点数の新旧

100単位／日



変更なし

算定要件

- 現行の算定要件のうち、対象者を要介護3まで拡大する。

107

7. 通所リハビリテーション (9) 送迎時における居宅内介助等の評価

概要

- 送迎時に実施した居宅内介助等(電気の点灯・消灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)については、通所リハビリテーションの所要時間に含めることとする。

点数の新旧

基本報酬に係る算定要件の変更

算定要件

- 居宅サービス計画と通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施するものとし、通所リハビリテーションの所要時間に含めることができる時間は30分以内とする。
- 居宅内介助等を行う者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員等とする。

108

7. 通所リハビリテーション（10） 延長加算の見直し

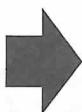
概要

- ・通所リハビリテーションの延長加算は、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。

点数の新旧

8～9時間
9～10時間

50単位/日
100単位/日



8～9時間	50単位/日	8～9時間	50単位/日
9～10時間	100単位/日	(新設) 9～10時間	100単位/日
		(新設) 10～11時間	150単位/日
		(新設) 11～12時間	200単位/日
		(新設) 12～13時間	250単位/日
		(新設) 13～14時間	300単位/日

算定要件

- ・加算の対象となる延長時間の上限を、現行の10時間から14時間まで拡大する。

109

7. 通所リハビリテーション（11） 送迎が実施されない場合の見直し

概要

- ・送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は、減算の対象とする。

点数の新旧

（なし）



（新設）
事業所が送迎を実施していない場合
片道につき -47単位／回

算定要件

- ・事業所が送迎を実施しない場合、通所リハビリテーション計画上送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、減算する。

110

7. 通所リハビリテーション（12）通所リハビリテーションの基本方針及び 通所リハビリテーション計画の作成の見直し

概要

- 活動と参加に向けたリハビリテーションが提供できるよう基本方針を見直す。また、通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの両サービスを、同一事業所が提供する場合に運営の効率化を図る。

基本方針

- 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

(具体的な対応)

- 指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合には、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。【新規】
 ① あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。
 ② 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。

通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーション計画の作成

- 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションを同一事業者が提供する場合、共通のリハビリテーション計画、利用者及び家族の同意、サービス実施状況の診療記録への記載等を一体的に実施できるようにする。

(具体的な対応)

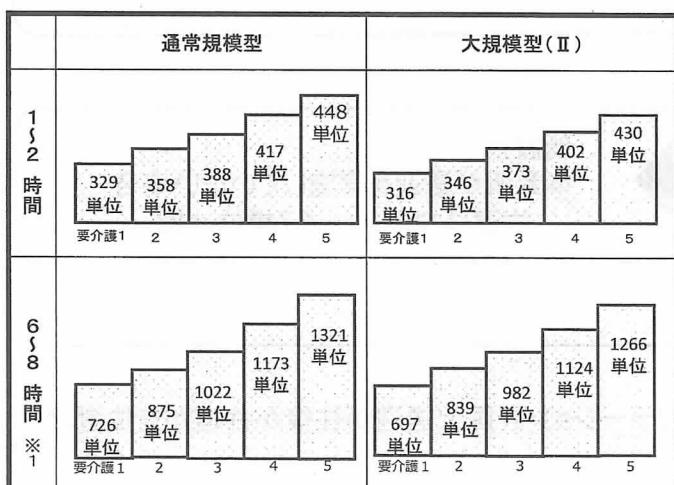
- 指定通所リハビリテーション事業者と指定訪問リハビリテーション事業者が指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、共通の目標及びリハビリテーション提供内容について整合性のとれた計画を作成した場合には、一体的計画の作成ができることとした。
- 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従い、リハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

111

7. 通所リハビリテーション【報酬のイメージ（1回あたり）】

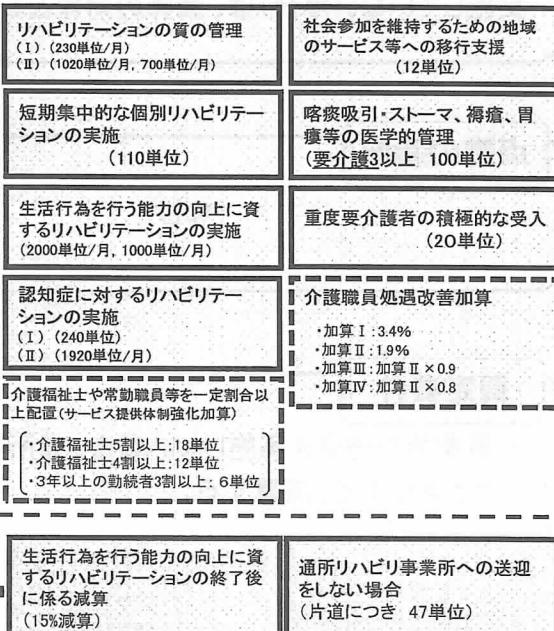
* 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び 事業所規模に応じた基本サービス費



※1: その他、2～3時間、3～4時間、4～6時間のサービス提供時間がある。

利用者の状態に応じたサービス提供や 事業所の体制に対する主な加算・減算



は今回の報酬改定で見直しのある項目

112

7. 通所リハビリテーション【基準等】

基本方針

指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

必要となる人員・設備等

・人員基準（変更なし）

医師	専任の常勤医師1以上 (併設の介護老人保健施設病院、病院、診療所の常勤医との兼務可)
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	単位ごとに利用者100人に一名以上※
従事者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員）	単位ごとに利用者10人に一名以上

※所要時間1～2時間では適切な研修を受けた看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ師で可

・設備基準（変更なし）

リハビリテーションを行う専用の部屋 (食堂を加える)	指定通所リハビリテーションを行うに必要な専用の部屋(3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上)設備
-------------------------------	---

113

8. 短期入所生活介護

改定事項と概要

（1）緊急短期入所に係る加算の見直し

- 緊急時の円滑な受入れが促進されるよう、緊急短期入所に係る加算を見直し、緊急短期入所受入加算の要件緩和と充実を図る。

（2）緊急時における基準緩和

- 介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、静養室での受入れを可能とする。（運営基準事項）

（3）ADL・IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価

- 利用者の居宅を訪問し計画を作成した上で、個別の機能訓練を実施する場合、新たな加算として評価する。

（4）重度者への対応の強化

- 重度者の増加に対応するため、手厚い健康管理と医療との連携を評価する。

（5）長期利用者の基本報酬の適正化

- 長期間の利用者は、利用実態を鑑み、基本報酬を適正化する。

（6）緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

- 基準該当短期入所生活介護の提供は、一定の条件下において、静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することも可能とする。（運営基準事項）
- 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室に空床がある場合で、一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

114

8. 短期入所生活介護（1）緊急短期入所に係る加算の見直し

概要

- 緊急時の円滑な受け入れが促進されるよう、緊急短期入所に係る加算を見直し、空床確保の体制を評価する緊急短期入所体制確保加算は廃止する。短期入所生活介護を緊急的に行う場合を評価する緊急短期入所受入加算の要件を緩和し、充実を図る。

点数の新旧

緊急短期入所体制確保加算 40単位／日

緊急短期入所体制確保加算 廃止

緊急短期入所受入加算 60単位／日

緊急短期入所受入加算 90単位／日

算定要件

- 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
- 緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として算定可能

115

8. 短期入所生活介護（2）緊急時における基準緩和

概要

- 利用者の状況や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受け入れを可能とする。

基準の新旧

（新規）

以下のいずれの条件も満たす場合、利用定員を超えて静養室において短期入所生活介護を行うことができる。

（なし）

- 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合
- 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合

留意点

- 緊急時の特例的な取扱いのため、7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とする。
- 利用定員が40人未満までは利用定員に加えて1人、40人以上は利用定員に加えて2人までの受入を認め、定員超過利用による減算の対象とはならない。

116

8. 短期入所生活介護（3） ADL・IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価

概要

- 事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADLの維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する場合には、新たな加算として評価する。

点数の新旧

(なし)



(新規)

個別機能訓練加算 56単位／日

算定要件

- 専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が協働して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること
- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること
- 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること

117

8. 短期入所生活介護（4） 重度者への対応の強化

概要

- 重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合には、新たな加算として評価する。

点数の新旧

(なし)



(新規)

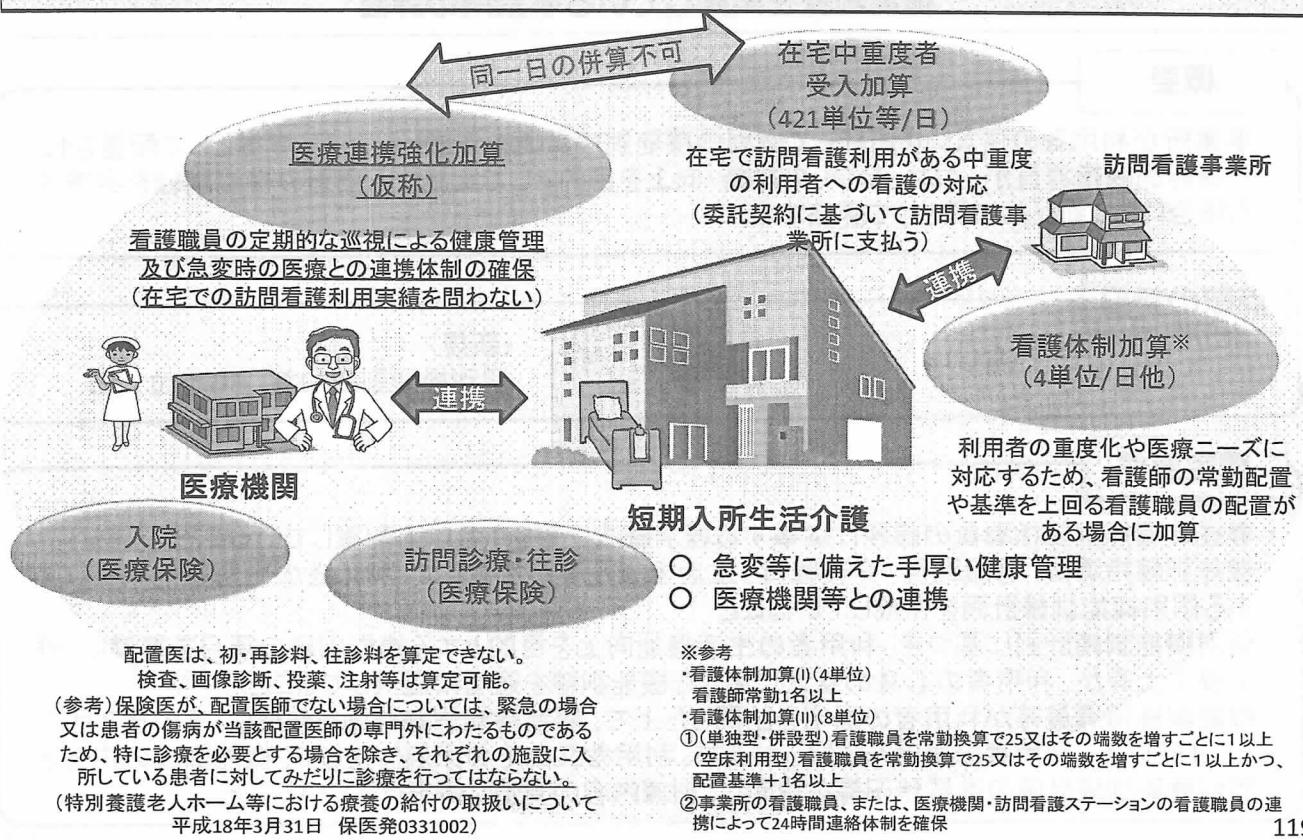
医療連携強化加算 58単位／日

算定要件

- 【事業所要件】以下のいずれの要件もみたすこと
 - 看護体制加算(Ⅱ)を算定していること
 - 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること
 - 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること
 - 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること
- 【利用者要件】以下のいずれかの状態であること
 - 喀痰吸引を実施している状態
 - 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - 中心静脈注射を実施している状態
 - 人工腎臓を実施している状態
 - 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
 - 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - 気管切開が行われている状態

118

8. 短期入所生活介護(4) <参考> 重度者への対応の強化



119

8. 短期入所生活介護(5) 長期利用者の基本報酬の適正化

概要

- ・長期間の利用者(自費利用などを挟み実質連續30日を超える利用者)については、基本報酬の評価を適正化する。

点数の新旧

(なし)



(新規)

長期利用者に対する短期入所生活介護: -30単位/日

算定要件

- ・連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準に規定する設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は減算を行う。

120